

（午前9時30分 開議）

○議長（土井裕美子君）皆さん、おはようございます。

ただ今の出席議員数は18人で全員であります。

○議長（土井裕美子君）これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（土井裕美子君）これより日程に入り、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において1番 岡本さん、12番 小林さんの2人を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（土井裕美子君）日程第2 一般質問を行います。

順番8、13番 田中さん。

〔13番（田中博晃君）登壇〕

○13番（田中博晃君）おはようございます。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。今回は2項目上げております。

まず一つ目、高野口中学校の移転または新築について。これ、2回目の質問になります。

以前より、高野口中学校の老朽化への対策や高野口中学校への導線の問題などを提案してきたが、抜本的な対策は進まず、対処療法的な対応にとどまっている。新築後、もうすぐ40年を迎えることで、補助金による改修等も検討されているであろうが、根本的に見直さなければならないと考える。

以前の一般質問でこの問題を取り上げた後、

和歌山県教育委員会などと個人的に対話を行ってきたが、一向に前に進まない現状がある。市教育委員会も県教育委員会と協議をしてきたようだが、前に進んでいない。

高野口中学校のみならず、市内公立小・中学校施設の老朽化対策については、補助金の有無にかかわらず早急に方向性を示さなければ、将来の橋本市を担う子どもたちの学び舎としてそぐわないものになってしまうと考え、以下の質問を行う。

1、県教育委員会との話合いの内容について。

2、校舎・体育館等の雨漏りの原因は解明できたのか。また、その対策は。

3、導線部分の対策の進捗は。

4、伊都中央高校や旧応其中学校への移転、あるいは現高野口中学校内での建て替えについての考え方は。

二項目め、あやの台北部用地での企業誘致について。

あやの台北部用地の造成が始まり、担当課の営業活動等が本格的に始まろうとしている。今後、本市の企業誘致が成功を収めるための方策として、工業用水についての一般質問や所有者移転の問題について、過去より担当部局と協議を重ねてきた。それらの進捗を含め、以下の質問を行う。

1、工業用水の進捗について。

2、現在、土地譲渡契約書にのみ明記されている譲渡人の承諾を要する事項ほかについて、第三者への売買等を未然に防ぐ、あるいはその行為の抑止力の観点から、事前に公表するために明文化すべきと考えるが、見解は。

以上、壇上からの質問を終わります。明確な答弁をお願いいたします。

○議長（土井裕美子君）13番 田中さんの質問項目1、高野口中学校の移転または新築に対する答弁を求めます。

教育部長。

〔教育部長（阪口浩章君）登壇〕

○教育部長（阪口浩章君）おはようございます。

高野口中学校の新築または移転について、お答えします。

まずはじめに、県との話合いの内容についてですが、今年の3月16日に和歌山県教育庁において、県立学校教育課長、総務課長、伊都中央高校校長ほかと協議をしました。

まず当方から、間もなく築40年を迎える高野口中学校は、老朽化が著しく躯体の状況等から見て改修は困難であり、現在の場所での改築、別の場所への移転改築等を検討していることを伝え、その中で、伊都中央高校の一部を借用する方法を考えていただきたい旨を要請いたしました。

県からは、伊都中央高校の現在の校舎・運動場等の使用状況から、中学校へ貸し出しできるスペースがないことや、中学生との共存は、学習環境的に定時制の生徒への影響が懸念されることなどの意見が返ってきました。

加えて、廃校した学校施設の活用や高野口小学校または応其小学校との併設の可能性についての提案もあり、結果、当方の申入れに対し、県教育庁として積極的に受入れを検討しようとするものではありませんでした。

本市としてはこのような協議結果でしたので、伊都中央高校の借用は難しいものと判断し、それ以降、継続協議は行っていません。

次に、校舎・体育館等の雨漏りの原因は解明できたのか。またその対策についてお答えします。

業者を入れての専門的な調査は実施していませんが、目視等により雨水の浸透箇所を発

見し次第、その都度、所属職員による修繕で対応しています。しかし、体育館の雨漏りについては抜本的な改修が必要となるため、暫定的な対応となっています。

次に、導線部分の対策の進捗についてですが、当該通学路の照明については、現在、照度が不十分な箇所とその対応策をいま一度整理しているところであり、今後、予算の範囲内で適宜対応していきます。

最後に、伊都中央高校や旧応其中学校への移転、あるいは現地での建て替えについての考え方についてお答えします。

前述のとおり、和歌山県教育庁との協議結果から、伊都中央高校の借用については困難であると考えています。また、旧応其中学校跡地については、敷地面積が約1万2,000㎡しかなく、現行の規模のままでは、校舎、グラウンド、体育館など一体的な学校としての建設は難しいと考えますが、現在の場所での改築も含め、今後、学校規模や財政状況及び、それぞれの建設場所におけるメリット、デメリットなどを総合的に勘案した上で、建て替え方針を決めていきたいと考えています。

○議長（土井裕美子君）13番 田中さん、再質問ありますか。

13番 田中さん。

○13番（田中博晃君）答弁ありがとうございます。私もこの問題、以前から取り組んできた一つなんですけれども、私も以前の一般質問の後に、県の教育委員会とも話をしました。そこで感じたことは、県立学校課と義務教育課、ここの考え方にすごく相違があるのかなと。これはあくまで私の個人の感想なので、そうじゃないと言えそうかもしれないんですけれども、県立学校課のほうはどっちかといえば、高校は県のほうやから、それは県でやって、市町村の小・中学校に対しては自治体でやるべきやという考え方やったよう

に感じました。

さらに、前回質問やった後なんですけれども、県立高校の校長のOBの方々から実は電話がありまして、お話をしてきました。その中で言われたことというのは、「何でそんなこと言うねん。高校は高校やろうが」と、やはり同じようなことを言われたんですね。小・中学校のことは、やっぱり自治体で考えなさいということを言われています。

反面、皆さんもご存じだと思うんですけれども、現在、高校再編について議論が上がっております。15年後ぐらいをめどに、市域というのかな、恐らく橋本・伊都郡内やったら普通科1校、総合高校1校的なのが、審議会か何かから県に対して答申が上がっていたかと思えますし、これから今ある高校が空き施設になる可能性が十分にあると。その中で、高中については少し早いですけれども、ちょっと大変な状態であるということは認識していただきたい。

そこで一つ目の質問なんですけれども、先ほど答弁の中でも触れていただいたんですけれども、積極的な受入れが困難である。これ、県立伊都中央高校へ貸してくれということなんですけれども、もう少しどういった理由で受入れが困難、先ほど頂いた教室の問題や生徒の問題は分かるんですけれども、実質、教室ってそこまで埋まっているものではないですし、私もそこは確認してきました。定員上は要るかもしれへんけれども、現実、定員もっていない中で、その辺りどういったね、もう少し具体的な内容を教えていただければと思います。

○議長（土井裕美子君）教育部長。

○教育部長（阪口浩章君）県との話合いなんですけれども、もう少し具体的に申し上げますと、現在、伊都中央高校については、定時制と通信制の二つの学科がございます。定時制

につきましては、昼の部と夜の部があると。昼については15時半に終わります。夜については、17時からスタートというような形で学校が運営されておると聞かせていただきました。通信制には、昨年度の生徒数ですけれども、242名。通信制といえどもスクーリングということで、火曜日、木曜日は学校に来るといったような授業もあると言われておりました。また、社会人の方を対象に、きのくに学びの教室という学科も持っておられまして、社会人の方も来られておるといった状況がまずはございます。

その中で、定時制、通信制のほうに来られる今の生徒さんの特徴として、今まで別の高校に行っておられたと。それが何らかの理由でそこを続けられなくなり、年度途中で編入してくる生徒が非常に増えておるとのお話でした。昨年度でも60名ほど年度途中で編入をされてきたと、そのように言われておりました。

あと、今後の先ほどの再編ということもありましたけれども、粉河高校にも定時制があるんですけれども、これがもう廃止にされると。来年からは新入生を取らないという、ちょっとそこははっきりとは申し上げられませんが、そこも今後なくなってくるということの中で、伊都中央高校に通信制・定時制の学生が集中してくるであろうということで、やはり生徒数が伸びてくるというのが一点ございました。

それから、そういう中で、例えば体育館とか運動場、校舎はなかなか難しい、生徒数が増えてくるのであればというお話も聞かしてもうたんですけれども、やはり先ほど言いましたように、17時以降は夜間の学生さんが来られる。そういうふうな中で、なかなか部活動一つに取ったとしても、グラウンド、体育館の貸し借りというのが非常に難しいのではな

いかというふうに言われました。

そこに答弁でも申し上げましたように、通信制・定時制の特徴ということの中で、中学校との共存というのは、やっぱり生徒に与える影響、双方に与える影響ということ踏まえるとなかなか難しいのではないかと、そのようなことで、なかなか困難であるかなというふうに感じております。

○議長（土井裕美子君）13番 田中さん。

○13番（田中博晃君）僕らも同じようなことを言われてきたんですけども、実際、和歌山県って、ほんまに将来を担う子どもらのことを考えているのかなというのが私の疑問です。ほんまに思いました。

今、部長答弁いただきましたけれども、例えば、ほんまに最初の答弁の中で、じゃ、小学校との併用とかというの也被言われていたけども、そんなんでできるわけないやんって、具体的にはっきり言うて。それを言うてくる県も教育委員会もどうなんかなというのが、正直な感想です。私、県に対して、むちゃくちゃ腹立っています。もしかしたら、部長も同じかもしれませんけれども。

それはまた後に回すとして、まず雨漏りのほうなんですけどね。今、ほんまに対処療法的で、うちの職員さんが屋根に上ってブルーシートを張ったりとかもしてくれていますけれども、それも正直、すごい危険なことやと思うんですよ。体育館の屋根に上ること自体。たしか過去に聞いた、これはちょっと私の聞き違いやったらごめんなさいなんですけれども、一度検査をしたというふうには聞いておるんです、校舎のほうも。そんな検査をしたって聞いたんやけれども、それでも原因って分からなかったんかな。校舎の壁から水湧いてきたりというのをしていますけれども、その辺りというのがいかがですか。

○議長（土井裕美子君）教育部長。

○教育部長（阪口浩章君）まず、検査ということにつきましてなんですけども、定期的なまづは調査、検査ということでは、特定建築物の定期検査、定期調査というのはやっております。これ、2年に1回、これは義務づけられておりますので、市内小・中学校全てやっておるんですけども、その中ではやはり是正が必要であるというような指摘は、高野口中学校においては、例えば外壁、建物の外側ということですけども、外壁の劣化であったり、ひび割れであったりという指摘は受けてございます。

また、汚れというんですか、そういうのもあるということで、ただ、大きくそれによって躯体がということが具合悪いというような結果ではございません。そういう結果を頂く中で、我々職員のほうができる範囲内で、防水の材料を注入したりとか、ちょっと塗装をしたりとかということでの応急措置的な修繕をさせていただいておるという状態です。

また、たまに教育委員会のほうに建築資材なんかを扱っている、そういうメーカーとかが営業に来られるんですけども、そういうふうな業者の中で協力的に、調査を一度しましよるかということで、そういうふうなことを申し出ていただいて、こちらから依頼をするとか、また支払いをするとかいうわけではなく、ボランティア的に見ていただくというような機会も過去にはございました。そういうところでも指摘いただいたところについては、できる限り職員が、できる範囲内のところについては補修をさせていただいておると。また、学校から緊急に連絡があった場合についても、その都度対応をしておるという状況でございます。

○議長（土井裕美子君）13番 田中さん。

○13番（田中博晃君）とはいえ、実際、雨漏りって直ってませんよねというところですし、

屋根、校舎についても、屋上防水等もやっていただいておりますけれども、やっぱり直っていないというのが現状です。私が一番ここで問題やと思うのが、高中だけではないんですけれども、市内ほかの小・中学校もかなりあると思うんですけれども、なかなか抜本的な解決ができない。もちろん予算は必要ですけれども、その予算を待つ、補助金を待つというのではなくて、どこかで線引かなあかんのかなというふうには考えております。

次なんですけれども、導線部分、これは通学路です。住吉神社から高野口中学校の下まで、私が高校の1年のとき第一1年生、1番議員が最初の3年生、4番議員が最初の2年生、私が1年生やったんですけれども、そのときはその道ありませんでした。応其地区から高野口中学校へ行きにくいということもあって、あの道をつけたというふうに聞いております。

その中で以前よりやっぱり不審者が出るであったり、街灯と歩道が逆ということで、何度も何度も指摘させていただいておりましたし、私どもPTAでも暗い時期、冬場になってきたら、5時になったら真っ暗になるんで見回りも兼ねて、不審者がだいたいいつも5月、6月ぐらい話が出るんですけれども、そのときもパトロールをしてきたんですけれども、今回、予算の範囲内とはいえ、何か対応をしていこうとって、初めてそういうことを頂いたのかなというふうに思っておるんですけれども、それって何かあったんですか。

○議長（土井裕美子君）教育部長。

○教育部長（阪口浩章君）今ご指摘いただきました通学路の照明の件なんですけれども、私も一度、現場のほう、夜の8時ぐらいでしたけれども確認をいたしました。やはり京奈和の側道からちょうど信号があって、右折をして、北向いて、中学校のほうを向いて歩いていく

と。その交差点のところというのはまだ少し明るいのかなというふうに感じましたけれども、ずっと行きますと、やはり北の突き当たり、左へ曲がるそのところについては本当に、非常に照度が不足しているなというのが、これは実感として感じました。

過去、市のほうで照明のほうもつけているわけです。また、その都度ご指摘も頂いた中で、できるだけ明るくという工夫もさせていただいておりますけれども、やはり照度不足のところというのも私なりに確認できましたので、まずそのところを改善したいと。

あと、LED照明もつけておるわけなんですけれども、なかなか照明の向きによっては、広角に光がなかなか届きにくいという点もあるのかなと思いますので、そこについては道路管理者、これは建設部になるんですけども、そこと協議の上で、ある一定照明の角度というのも、車とかに邪魔にならないような形で確認しながら工夫をしていきたい。その上で、どうしてもやはりなかなか暗さというのが、照度というのが改善できない場合には、球をもう少し明るい球に入れ替える等の改善も必要かなというふうには思っております。

○議長（土井裕美子君）13番 田中さん。

○13番（田中博晃君）過去から何度も指摘して、今回、部長が現場を見に行って、照度不足とったということは、過去からやったやつで結局、現場へ行っていないのかなとか思ってしまったりするんですよ。前も私も街路灯、通学路灯なんですけれども、あそこ、角度を変えたらどうですかという話もしたことがあります。そのときは、「車が通るときにまぶしくなるから、それはできないんや」とかというのも、議場ではないですけども、現場担当課へ行ったらそういうことまで言われていたのに、今回、見に行っていたい

てありがたいですし、やっとな前向いて進んだなという気がするんですけども、やはりそういうところも僕らも、これはこの質問だけではないし全議員そうなんですけれども、問題点があると指摘したときは行ってほしいなと。行ってくれていると思うんですけども、今回、部長が行かれて、そういう実感したということでしたので、行ってほしいなというふうに思います。よろしく願いいたします。

次、行きますけれども、平成29年の12月に私、この高中についてと一般質問しています。そのとき、教育長の答弁を頂いたんですけども、文部科学省の方が来られたと。そのときの感想として、それ、読み上げますね。傾斜地に立っているロケーションは極めて良いロケーションです。しかしながら、建造物を建てる場合の立地条件としてはふさわしくありませんという表現をされてたということでした。また、傾斜地に建っている構造上の欠点として、若干沈没というか、下へ沈むという現象が起り得ると。そういう意味でいうと、今度といいますか、新しく建てる場合は、この地ではだめですよというお話だったというふうに、平成29年12月の教育長答弁でありました。

文部科学省が公式に来られたのか、それともどういった形で来られたかは分からないですけども、実際そういう判断をした、そういう感想を持ったという事実があります。実際のところ、現在、高野口中学校、あれはパーツパーツで成っているの、一部段差ができていたというのがあるんですけども、あそこでもいいかな。もちろん場所がないという先ほど話がありましたけれども、やはり私はもうちょっとほかの場所も精査していくべき。たしか昭和58年か何かに開校したのかなと思うんですけども、そのときは1学年300人、約1,000人規模の学校でした。今ざっくり

言うたら、1学年70人ぐらいです。ということは、もちろんあれほど大きなものも必要なくなってきましたし、やはり遠い。導線部分でも様々な問題がある。文部科学省の方もそのような感想を言われているという中で考えた場合に、現在の今の高中の場所どうこうというのがあるんですけども、やはりぎりぎりまで様々な方向を模索して行ってほしい。

冒頭述べた、学校再編の話も高校再編の話もあります。それは15年後をめどなんで、もっともっとかかるかもしれませんが、これは橋本市内全部の小・中学校に関わってくる問題になるかもしれないという部分で、答弁の中では、旧の応其中学校やったら面積足らんのやという話もありましたけれども、実際に体育館を地下なり校舎の上なりに建てて、面積を有効活用している学校というのはたくさんあります。そういった部分も考えていけば、今の旧応其中学校というのは、まず一つの候補なのかなと。その中で高校、県の教育委員会は今はあかんと言うてますけれども、やはりグラウンドだけでも借りられやんかとか、プールについては今のところレインボーもありますので、もし水泳の授業があるとなれば、そこも十分活用していけると考えておるんですけども、その辺りについていかがでしょうか。

○議長（土井裕美子君）教育部長。

○教育部長（阪口浩章君）ただ今のご質問なんですけれども、私、昨年、文教厚生委員会の視察研修で埼玉県のほうへ視察に行った際、同行をさせていただきました。そこの学校を見学させていただいたわけなんですけども、そこはたまたま校舎と公民館、小学校と公民館、それから図書館が一体化した学校やったんですけども、地下に体育館がございました。そういうふうにある一定、全国いろいろな形でそういうふうな工夫をされている学校はあ

るのかなというのを感じております。

ただ、そうなってくると、学校の授業等の運営の問題であったり、また、事業経費であったり、いろいろ検討する事項はたくさんあるんだろうなというふうに感じます。その上で、今後のことになりますけども、先ほどから申し上げていますように、現時点では、あくまでも県との話合いの結果からすると、なかなか現在の場所での改築に絞られてくるのかなとは思いますが、答弁で申し上げますように現在の場所、それからある一定大きな場所となってくると、今、思いつくところは旧応其中の跡地ということになってくるんですけども、それらについて学校の規模または配置、建物の配置であったり、それから、建設場所でのメリット、デメリット、それから事業経費等、それらを総合的に勘案した上で方針は示していきたいというふうに考えております。

○議長（土井裕美子君）13番 田中さん。

○13番（田中博晃君）例えば、かつらぎ町、もうなくなりましたけれども、四邑小学校なんかにも上に体育館をつけていたかと、校舎内につけていたかと思えます。あそこは面積的にかなり狭い土地で学校を建てたので、致し方ないのかなという気はするんですけども、そういう事例というのがたくさんあります。

先ほど言いましたけれども、文部科学省からの感想ということで、あまりふさわしくないんじゃないかなというふうなこともあったかと思うので、やはりその辺りはきっちりと勘案してほしいなど。実際のところお伺いしたいのは、じゃ、どれぐらいをめどに今考えているのかなと。例えば、5年後ぐらいには設計もやっつかんのやというのか、いやいや、まだ10年もつよというのかとか、その辺りについて教育委員会として何かお考えはありますか。

○議長（土井裕美子君）教育部長。

○教育部長（阪口浩章君）具体的な時期というのは、まだ市長部局とも協議をしておりますので明確にはしておりませんが、やはり新しく学校を建てていくということになると、工事、それから設計、基本的な計画等、逆算すると少なくともスタートして3年ほどかかるであろうと。そこに受けてまた、これから方針を決めていくという段階でございますので、具体的な時期は私のほうからはなかなか申し上げにくいんですけども、まずは方針というのを教育委員会内で検討して、それをまた政策財政のほうとも協議をして、ある一定の時期、スケジュールですね、肯定的なスケジュールを定められればなというふうには考えております。

○議長（土井裕美子君）13番 田中さん。

○13番（田中博晃君）でも、それってそんな遠い時期じゃないですよ、どない考えても。と考えた場合のところも含めて、できるだけ早く進めていくのかとか、そういったところはやっぱり今現在では答弁は難しいですか。お金のこともあるので分かるのは分かるんですけども、教育委員会としてどうかという部分です。

○議長（土井裕美子君）教育部長。

○教育部長（阪口浩章君）やはり校舎の状況というのは、外廊下、外階段という特殊な構造を今回、高野口中学校は取っておりますので、やはり老朽化というのは同じような年代につくられた学校に比べると、比較的に激しいのかなというふうに、これはもう考えておりますので、教育委員会としましては、できるだけ早期に方針を決めていきたいというふうに考えております。

○議長（土井裕美子君）13番 田中さん。

○13番（田中博晃君）よろしくお伺いいたします。それで、以前も教育長にお伺いして、

今の段階でも校舎、大丈夫、安全ですよという答弁を頂いてはいますが、その後、2年、3年たってきて、さらに老朽化が進んでいく中で、教育長、どうですかね。やっぱりこの安全性の担保というのが一番必要だと思うんですけども、その辺り今現在、いかがですか。それとまた何年か先、建て替え等の問題が起こってくるんですけども、それまでにきっちりと今、橋本市の将来を担う子どもらが通う学校として大丈夫なんやというのをやはり言うていただかないと、保護者も不安になってきます。その辺りについて答弁をお願いいたします。

○議長（土井裕美子君）教育長。

○教育長（小林俊治君）私も何度かというんですか、かなり高野口中学校へは訪問させていただいて、現状を聞かしていただいています。今のところは大丈夫というお話は頂いておるんですけども。

個人的な話になるんですけども、私、新規の採用が応其中学校でした。昭和49年でしたので、随分昔です。だから、校舎は随分古くて、とても耐えられないような状況で新築がされたと思います。そのとき私、野球部の監督として、グラウンドでダイヤモンドの外へボールを出すなど職員会議で言われまして、ダイヤモンドの中だけで練習をしてきました。私、伊都高校との運動場を借りれるならば、距離的にはあそこがいいだろうと。でも、伊都中央高校がグラウンドを共有してくれないならば、やはり子どもたちがグラウンドで運動したり部活動するには、適切ではないというふうに思っています。だから、そういう意味でいうとまだまだ協議の必要はありますけども、今のところは、子どもたちは安全に学習していただいてよろしいというふうに判断しています。

もう一つ、文部科学省から来ていただいて、

私もそういう答弁を述べさせていただいています。文部科学省の施設助成課の課長のお話です。大規模改修、一度やっぱりできないかどうか、専門的な人にも聞く必要はあるかなというふうにも考えています。それを総合して、そして新築といいますか、これ、実は新築ではなくて改築になるわけで、高野口中学校の改築になります。新しく建てたとしても改築です。新築と改築とはまた若干違うというか、国の補助金が全然違いますので、改築になりますので、どういう手法で改築していくか。議員のおっしゃることはよく分かっておりますので、なるべく早期にその検討を進めていきたいと、そのように思っています。

今、子どもたちが高野口中学校で学習することについては、安全であるというふうに答弁させていただきます。

○13番（田中博晃君）1番目終わります。

○議長（土井裕美子君）次に、質問項目の2、あやの台北部用地での企業誘致に対する答弁を求めます。

水道環境部長。

〔水道環境部長（宮田典和君）登壇〕

○水道環境部長（宮田典和君）あやの台北部での企業誘致について、まず1点目の工業用水の進捗についてお答えします。

まず、本市水道事業においては年々給水量が減少傾向にあり、これからの安定経営を考えると水需要の確保は一つの課題となっています。その中で、現在の取水量は、既存の自流分権利毎秒0.072m³に加え、平成25年度から和歌山県との間で原水供給契約を締結し、毎秒0.28m³、合わせて日当たり3万412m³を確保しています。1日最大取水量の昨年度実績が、高野口町を合わせて2万7,666m³であり、この差2,746m³が余剰水として工業用水道事業に供給できる水量となります。

認可に関しましては、経済産業省、厚生労

働省、国土交通省及び原水供給契約を締結している和歌山県と協議を行いました。現在の構想では、上水道の取水施設から配水施設までを共有し、そこから供給先まで直接つなぐ給水管を分離させることで使用水量を明確に区分し、工業用水道の給水系統には独自で貯水槽を設けていただき、水の安定供給ができるよう考えています。

最後に、企業誘致関連について、工業用水道事業を立ち上げるには、既存企業とのバランスを図る必要があります。そのため、給水区域をどのように設定するか、基本水量で差別化を図るかなど、具体的な方法について庁内関係部局と協議を行っています。

○議長（土井裕美子君）経済推進部長。

〔経済推進部長（北岡慶久君）登壇〕

○経済推進部長（北岡慶久君）次に、2点目のあやの台北部用地の土地売買契約及び所有権移転の問題についてお答えします。

あやの台北部工業団地第一地区造成工事につきましては、7月6日に造成工事に係る安全祈願祭を挙行し、本格的に工事に着手しております。また、用地単価の目安金額を決定し、本格的に営業活動も開始しております。

議員おただしの第三者への転売等を未然に防ぐ策についてですが、現行の土地売買契約書では、土地引渡しから5年6か月間は、第三者へ転売等する場合、本市の承諾が必要と記載しているだけです。そのため、転売目的での用地取得や誘致対象業種以外の企業の立地につながる可能性があり、本市といたしましても見直しの必要を感じております。

現在、あやの台北部用地の分譲に向けて、南海電気鉄道株式会社、和歌山県、本市の三者で分譲方法を検討しております。今後、三者協議の中で、第三者への転売等の未然防止策につきましても検討を進めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（土井裕美子君）13番 田中さん、再質問ありますか。

13番 田中さん。

○13番（田中博晃君）答弁ありがとうございます。

まず前提として言いたいのは、あくまで私はあやの台北部用地を限定せなあかんというふうに考えています。そうしないと、既存の企業とのバランスとか考えていったら、固定資産税の報奨金とかも使えなくなってくるので、あくまでこの地域ということをまず限定して、私はこの話を今までもしてきましたし、これからもしていきます。

先ほど答弁で、国とかとも話ししてきた、協議してきたという答弁を頂きましたけれども、実際それって、私自身がここで、できますよできますよって言ってきた内容がまたそのまま返ってきたのかなど。ですから、きちんと進めて行ってほしい、工水については。国との協議、私も総務省なり確認したときも、法的には何の問題もないですよ、工業用水が要る、あと蛇口をつけ替えるぐらいの話でしたし、それは過去の質問でもお話しさせていただいております。

現在、庁内で様々な協議がなされているかと思うんですけども、例えば近隣市やったら、立米82、3円だったと記憶しています。私のこれはあくまで試算なんですけれども、もしかしたら橋本市の場合、立米15円ぐらいでいけるんちゃうのかなというような、それはあくまで私の試算なのでそれが正しいかどうかは別として、私はそこまで考えておりますので、そうなった場合に競争力というのはかなりあるのかなど。特に水の場合は、今、取水しているところについては、市民の皆さんがその一部を負担してくれている。ということは、市民の方の財産なんです。実際、使っていない。その使っていない分をいかに現

金化するか。それを現金化することで、もしかしたら将来、また水の値上げがあるかもしれない。そのときの値上げ幅を少しでも抑えられないか。また並行して、企業誘致として来る企業さんが、もしかしたら水があったら行ったのに、昔そういう話もあったと聞いていますので、そういった部分でこの質問をしています。

そこで質問なんですけれども、先ほど水道環境部長のほうから、関係部局と協議しているということやったんですけれども、だいたいどういった内容の協議されているのかなという部分、お答えできますか。

○議長（土井裕美子君）水道環境部長。

○水道環境部長（宮田典和君）お答えいたします。当時、企業誘致担当のほうで、私おりました加減もありまして、3年前ですか、議員質問を頂いて、本当にいい答弁を水道当局のほうはさせていただいたと。ただしそれは総論でありまして、総論を詰めていって各論に入ったときに、なかなか各省庁のほうは、上のほうはオーケーなかなか言うてくれるんですけれども、実施計画等詳細な計画を今、求められている状態でもあります。

となれば、私ども水を供給する立場といたしましては、今、議員おっしゃったような単価も、給水原価の考え方にはよるんですけども、そういう単価も成り立つとは思いますが。ただしながら、市の方針、方策、政策として、誘致するセクションの立場もあると思います。そのときに、私どもが赤字にならない原価で販売、少し利益を上乗せしたとして、それが橋本市の政策に合致するかどうか。それを今、担当部局、経済推進のほうと協議しておる、こういう状態でございます。

○議長（土井裕美子君）13番 田中さん。

○13番（田中博晃君）その話なんですけど、やはりこれ、もし工業用水ということで大量

に水を使っていたら、下水の部分でもかなり有利になるのかなと。今、下水もちょっと大変な時期ですし、ただ、こうやって立米、仮に3,000、1日でそんだけ使ってくれるよとかなった場合とかというのは、すごい有利になるという部分で考えた場合に、やはり水道部局として、今で言えば企業誘致、経済部になるんですけれども、水道部局としてもっともっと、うちやったらこれぐらいでいけるでという提案をしていくべきなんかなというふうに考えるんですけれども、今までもやってきてると思うんですけれども、これからももっともっとやっていけますでしょうか。

○議長（土井裕美子君）水道環境部長。

○水道環境部長（宮田典和君）なかなか内部のことでございますけども、今までそういう積極的な提案を水道当局のほうから出したことはないようでございます。ただ、現時点では、理論上ですけれども、担当職員が知恵を絞りまして、違法ではない適法で企業に供給する手法として、机上の計算の数字がござります。ただしそれは、政策として実現できるかどうか。またそれは、企業誘致のほうの相手方の企業がもしあったと、その中での総合的な政策判断になろうかと思えます。私ども当局、水道を預かるほうとしては、求められた数値と金額は提示することはいたしております。

以上です。

○議長（土井裕美子君）13番 田中さん。

○13番（田中博晃君）おっとというような答えでしたよね。今までこれ、何回この似た質問してきたんやろうという中で、法的な部分は分かりますけれども、実際は国もやっていいよというふうには、あくまで総論の部分ですけど出ていますので、やはり水道部局としても、今のこの状況ならうちはこれだけ出せるというのを、きっちりと経済部のほうに

まずは出してほしいなというふうに考えています。

経済部のほうなんですけれども、以前も聞いたときは、やっぱり工水、水というカード、もちろん値段が合うか合えへんかは別として、水という部分は営業をかけていく上で大きな武器になる、カードになるという答弁を頂いておりますけれども、それは間違いないと思うんですけれども、併せて、うちとしてはこれぐらいの値段でどうよとかというの、そこを二つの課がちゃんと話をまずやっていたらいいんですけれども、その辺りどうですか。

○議長（土井裕美子君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）企業誘致政策を進めていく中で、工業用水並みの料金を適用できるということについては、本当に大きなインセンティブになるというふうに考えています。ただ、経済推進部として、単に工業用水が必要だと水道環境部局にお任せするということは、当然だめですので、私たちもしっかりと課題等を共有させていただきながら、慎重に調整をして前に進んでいきたいと、そんなふうに考えています。

○議長（土井裕美子君）13番 田中さん。

○13番（田中博晃君）もしこれがうまいこといったときの、デメリットってないんよねというのが正直あります。もちろん既存企業がいろいろ言うとかというのはありますけれども、あくまで北部用地を販売していく一つの手段の中の一つになればいいなというふうに考えていますし、これが現金化されて、将来、先ほども言いましたけれども、水道料金利用、やっぱり人口が減っていく中で、これからまた値上げ値上げという可能性がある中で、その上げ幅を少しでも抑えていくためには、一つのルール、何かをつくってなかったら、もし問合せがあったときに対応できないとい

うことになりますので、その辺りは二つ、まずは経済部と水道部局できっちりと話を進めていっていただきたいと思います。

そこで、今お二人から出たのが政策としてどうかという部分だったんですけれども、やはり政策として、総合政策部長、以前は担当課からそういう申入れがあればというようなことがあったんですけれども、今ここで議場で答弁を頂いたということは、どっちもそう考えているとなったときに、音頭取り、恐らく水道も経済部も値段は決めにくいと思うんですよ。その中の音頭取りをやはり政策として進めていくためには、総合政策部の力って絶対必要なんですけれども、そこ、やっていたらいいんですけれども、いかがですか。

○議長（土井裕美子君）総合政策部長。

○総合政策部長（上田力也君）今のお話では、今二つの部局で協議をしているということで、またやがて具体的な結論なりが出てくると思いますので、その段階で政策のほうに協議があると思っておりますので、その段階で最終的に、これは実施計画にも関わる部分も出てくると思いますので、政策的な判断をしていきたいと。その内容によっては、いろいろ調整もしていけるのかなというふうに思っております。

○議長（土井裕美子君）13番 田中さん。

○13番（田中博晃君）もし金額とかなった場合は、恐らく二つの課は決めにくくなりますし、そこはやっぱり政策として、上田部長がきっちりと方向性を示して、できるんやったらやる、やっぱり無理やという判断も必要やと思いますし、今、水売りたい、水という武器があったら動きやすいという答えが出ていますので、そこはきっちりと、上がってくるのを待つのではなく、どうやどうやというの、聞いたってもらえたらなと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、契約のほうに移るんですけども、まず一つ目なんですけれども、第三者への転売防止等について、今の契約書だけやったら弱いのかなと。もちろんそれを最初からうたうことで、ちょっと独禁法に引っかかったりするのかなって。私もまだその答えまで今回はもらえなかったのと言えませんが、その辺りというのは、今までは三者間とかでも協議はなかったんですかね。いかがですか。

○議長（土井裕美子君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）先ほど壇上でもお答えさせていただいたとおり、現行5年6か月というのは記載しております。今現在なんですけど、法律的なことも含めて弁護士とも相談させていただいて、本市の方針としては、買戻し特約の登記を10年にしたいということ。それから、第三者への転売・貸付けに関する事前承諾も10年にしたいということ。これは法的拘束力はないのですが、買戻し特約等期間経過後、第三者への転売・貸付けにする場合、届け出させるというそういったことを記載するよう、三者協議の中でも検討させていただいているところです。

なお、おただしにはなかったんですけど、契約書だけではなくて、事前に分譲手続きの案内等にもそういった旨を記載することが一番いいのではないかなということ、そういった方向でも調整を行っているところです。

○議長（土井裕美子君）13番 田中さん。

○13番（田中博晃君）次聞こうと思っただけのことを言われてしまいましたけど、まあええんやけど。実際、契約書の段階というのは、よそから見えないんですよね。市と業者しか分からない。私は今回提案しているのは、抑止力の部分も含めて、もしかして、そんなことはないと思うんですけども、転売したろうかなと思うような人がおったときのことを考えて、できるだけそんなんは一応、必ず市

を通しなさいよというの早い段階で見えるようにしていただきたいので、今、部長答弁いただいたので、それはそれでぜひ、やっていただきたいと思います。

もう一つなんですけれども、これ、こういうのもあれなんですけど、例えば倒産等の事件があった場合、どうしても抵当権というのはほとんどが銀行が持っているのかなと、第一は。そこで競売かかる前に任売等で、先日も近隣銀行の支店長にお会いして確認したんですけども、実際は任売等でまず話を持っていくんやというふうにお伺いしました。でもそれって、市と金融機関、どこがどこかって分かりませんが、まず市と連絡を密に取っておかないと、そういう情報も市も集めておかないと、いざ任売や、その後競売やとなったときに、何もできなくなる可能性もあるんですけども、その辺りについていかがでしょうか。やはりきっちり情報収集をやっつけていかなあかんと思うんですけども。

○議長（土井裕美子君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）まず、法律的には競売に関して、売主が意見を言うという権利はなくて、競売の参加者を制限等できないということに、残念ながらなります。ただし、先ほど言いましたが、買戻し特約期間中であれば所有権移転された場合でも、買戻し特約が登記されているため、第三者へ対抗できるということになります。そういった意味でも、期間の延長というのは非常に重要なことだというふうに思います。

あと、売主として競売に関して制限等は課せられませんが、操業、未操業にかかわらず、誘致企業への定期的な訪問、併せて業況等の調査を継続的に確認をしながら行っていきたいというふうに思っています。

また、金融機関等とも定期的に、今も情報交換を行っておりますが、四方八方にアンテ

ナをより張りながら、設備投資や用地に関する情報収集を引き続き行いたいと思います。

○議長（土井裕美子君）13番 田中さん。

○13番（田中博晃君）買戻し特約、実際やっているところも、和歌山県か何かやってたのかな。ありましたよね。そういうのもありますし今、橋本市の企業誘致の中ではそういう文言がうたわれてないので、先ほど部長が考えていくとおっしゃっていましたので、そこはきっちりと考えていって、それをすることで、場合によったらまたちょっと別に基金積まんなんって、お金が要る可能性もあるので、その辺り、逆に足かせになるかもしれないんですけども、とはいえ、もし仮に、悪意あるという言葉がええかどうか分からないですけども、橋本市の意向に沿わないところに転売なりあった場合って、その企業誘致団地全体の価値が下がってしまう可能性もありますので、その辺りはきっちりと話を詰めていただきたいと思いますし、今後、条例でうたわれへんから、どっかで見える形。早い段階でこの土地を欲しい、ちょっとこの土地に興味あるという企業に見えるような形を取っていただきたいと思います。

それと、売買契約書、土地譲渡契約書をずっと見ていった場合に、譲渡人への承諾や通知義務というのはうたわれていますけれども、その中に、仮に業務形態に変更があった場合とかというのは一切うたわれてないかと思います。もちろん製造業が入ってくるというの

は分かっておりますけれども、会社もそのまま、もしかしたら代表者もそのまま、ちょっと業務形態が変わった場合、なかなか市のチェックというのが難しいのかなというふうに感じるんですけども、ただ、そこも何かあるか分からない中でチェックしておかないと、これは買戻しともセットで検討していかなくかん材料やと思うんですけども、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（土井裕美子君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）想定されるおただしだというふうに思います。契約書の中にですが、まず用地への施設建設制限を課すということも、併せて検討をしたいというふうに考えています。期間的には10年ということですが。ただ、先ほど申し上げたとおり、10年を経過した後、本市が売主としてずっと関わられるかということ、そういうことではなかなかありませんので、そういった中でもしっかりと情報収集しながら、私たちが知らない間に勝手にされるということが決してないように進めていきたいと、そんなふうに考えています。

○13番（田中博晃君）終わります。

○議長（土井裕美子君）13番 田中さんの一般質問は終わりました。

この際、10時45分まで休憩いたします。

（午前10時26分 休憩）